

令和 8 年 第 1 1 回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 開始時刻 午前 9 時
- 2 場所 宇都宮市役所 1 3 階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長，大森委員，亀山委員，山口委員，中澤委員
- 4 説明員 安納事務局長，川島事務局次長，石和教育企画課長，
岡村学校教育課長，飯田教育センター所長，
- 5 書記 福田係長，和田係長，多賀係長，國分指導主事，石川指導主事，
木村指導主事，栗田指導主事，諸伏指導主事，池田主任，川口主事
- 6 傍聴者 0 名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
審議第 2 3 号 令和 9 年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

8 議事の内容

教育長	ただ今から、令和8年第11回宇都宮市教育委員会を開会する。 本日の会議録署名委員は、亀山委員、山口委員とする。
教育長	教科書採択に係る審議については、平成28年度より公開としている。
教育長	それでは、議案第23号「令和9年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の審議に入る。 まず、「令和9年度使用教科用図書の採択事務について」説明願う。
学校教育課長	【説明要旨】 ○ 「河内採択地区教科用図書採択協議会調査員会」、「河内採択地区教科用図書採択協議会」が開催され、本日の教育委員会となる。河内採択地区を本市とともに構成する上三川町においても、同様に教育委員会が開催され、審議される予定である。 ○ 調査員会を開催し、調査員8名が、小中学校特別支援学級用の附則第9条図書について調査研究し、調査研究資料を作成した。 ○ 7月14日に採択協議会を開催し、調査研究結果を踏まえ、教科用図書を閲覧した上で、協議及び選定を行った。 ○ 採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに上三川町と同一の教科用図書を採択することとなる。
教育長	ご質問などはあるか。(特になし)
教育長	次に、「特別支援学級用教科用図書の採択について」説明願う。
教育センター所長	【説明要旨】 ○ 令和9年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について説明。 ○ 特別支援学級で使用するのことができる教科用図書の種類について説明。 ① 「検定本」 ② 「著作本」 ③ 「附則第9条図書」 ○ 特別支援学級で使用するのことができる教科用図書を選ぶ際の順序性について説明。 ① 当該学年の「検定本」 ② 当該学年よりも下の学年の「検定本」 ③ 「著作本」 ④ 附則第9条図書 ○ 令和9年度使用河内採択地区小中学校特別支援学級用教科用図書の審議・採択の流れについて説明。 ○ 表の1にある当該学年の「検定本」については、令和9年度使用小中学校教科用図書の採択において審議・採択されたものが、特別支援学級にお

いても使用できることになるので、改めて採択はしない。

- 表の3にある小学校用の「附則第9条図書」については、今年度追加された図書及び採択から4年が経過する図書について調査研究を行った。この後の小学校特別支援学級用教科用図書の採択において審議・採択していただく。また、中学校用の附則第9条図書については、今年度追加された図書について学習指導要領に照らし合わせて調査研究を行った。この後の中学校特別支援学級用教科用図書の採択で審議・採択をしていただく。
- 表の1にある、下学年の検定本及び著作本、昨年度採択されたの附則第9条図書についても、審議・採択をしていただく。
- 附則第9条図書については、文部科学省から、「可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でない」との指導がある。
- 適切な図書がない場合は、採択されないことがある。

教育長

ご質問などはあるか。

大森委員

今年度、附則第9条図書を使用している児童生徒の割合は、どのくらいか。

教育センター所長

小学校では、全体の1パーセント未満、中学校では、著作本と附則第9条図書を合わせて全体の2パーセントくらいである。ほとんどの児童生徒が当該学年の検定本を使用している。

教育長

引き続き審議に入る。

教育長

まず、小学校及び中学校の教科用図書の採択について、審議を行う。
その後、小学校特別支援学級、中学校特別支援学級の学校教育法附則第9条図書の採択について、審議を行う。
審議の流れは、採択協議会の協議の内容についての説明、委員による閲覧、その後、質疑の時間を取り、採択となる。
最後に、小学校及び中学校特別支援学級の下学年の検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書の採択について、審議を行う。
なお、説明は学校教育課長と教育センター所長が行い、それぞれのご質問には担当の指導主事がお答えするので、了解いただきたい。

教育長

まず、令和9年度使用小学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 令和9年度使用小学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和5年度に採択された別紙3の教科用図書を、令和6年度から4年間、採択することになっているが、採択地区の変更などを鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。

○ ついては、別紙3に示されている小学校教科用図書について、引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。

教育長 ご質疑等あるか。(特になし)

教育長 それでは、ご異議がないようであるため、令和9年度使用小学校教科用図書の採択を決定する。

教育長 次に、令和9年度使用中学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。

学校教育課長 ○ 令和9年度使用中学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和6年度に採択された別紙4の教科用図書を、令和7年度から4年間、採択することになっているが、採択地区の変更などを鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。

○ ついては、別紙4に示されている小学校教科用図書について、引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。

教育長 ご質疑等あるか。(特になし)

教育長 それでは、ご異議がないようであるため、令和9年度使用中学校教科用図書の採択を決定する。

教育長 次に、小学校特別支援学級の教科用図書の審議を行う。
「小学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について」説明願う。

教育センター所長 **【説明要旨】**

○ 小学校特別支援学級の学習状況、附則第9条図書の使用状況について説明。

○ 調査委員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。

○ 採択協議会では、地図の「いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳」、理科の「ふしぎはっけん！たんきゅうブックかがく編」について選定する、また、社会の「そうだったのか！まちのひみつ図鑑」、保健の「だいじだいじどーこだ？」、外国語の「はじめてのえいごでおしゃべりえほん」について選定しないこととした。理由は以下のとおりである。

- ・ 社会「そうだったのか！まちのひみつ図鑑」
「地域社会の事象」の扱いは可能であるが、公共設備についての内容が中心であり、系統性・発展性が考慮されておらず、年間を通じて学ぶには十分とは言えない。
- ・ 地図「いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳」
学習指導要領の目標及び内容に対応しており、写真等の資料が豊富で

大変見やすく，児童の興味・関心を高めるとともに，児童の発達の段階に応じて活用することができる。

・理科「ふしぎはっけん！たんきゅうブックかがく編」

学習指導要領に示されている内容がほぼ記載されており，季節や食べ物に関する生活に即した内容が写真や挿し絵等で効果的にまとめられ，能力差や発達の段階に応じながら学習することができる。

・保健「だいじだいじどーこだ？」

特定の題材「体の発育・発達」に限定されているため，適切ではない。

・外国語「はじめてのえいごでおしゃべりえほん」

「コミュニケーションを図る基礎」についての扱いは可能であるが，挨拶や簡単な表現のみの内容であり，発展的な学習活動を行うことが難しいため，年間を通じて学ぶには十分とは言えない。

【教科用図書閲覧（約5分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧いただいたが，ご質問・ご意見があるか。

大森委員

選定された2冊について，学習指導要領の目標及び内容に対応している，また，内容が記載されている，と総合評価に書かれているが，特に日本地図帳について，学習指導要領の内容に対応しているというのは，どのような観点からの評価なのか。

國分指導主事

各学年の目標や内容は学習指導要領に細かく示されているが，例えば，土地の高さや地図記号などの内容については，ほぼ記載がされているため，調査を行った。

大森委員

地図帳として非常に有効であるということであるが，歴史，産業，あるいは自給率といったところまでは踏み込んでいないということではよろしいか。

國分指導主事

歴史の内容などは，社会科の教科用図書で学ぶことになる。地図帳では，例えば，日本の都道府県の場所を確認するなどの学習で使用していく。

教育長

採択協議会の結果のとおり，地図「いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳」，理科「ふしぎはっけん！たんきゅうブックかがく編」の2点を採択することとしてよろしいか。（全員了承）

全員賛成であるため，決定する。

教育長

次に，中学校特別支援学級の教科用図書の審議を行う。

「中学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について」説明願う。

教育センター所長

【説明要旨】

- 中学校特別支援学級の学習状況，附則第9条図書の使用状況について

説明。

○ 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。

○ 採択協議会では、理科の「角川の集める図鑑 GET！ひらめく理科」について選定する、また、音楽の「DVD でひける！はじめてのピアノえほん1 たのしいピアノおけいこ」、道徳の「マンガでわかる よのなかのルール」について選定しないこととした。理由は以下のとおりである。

・理科「角川の集める図鑑 GET！ひらめく理科」

学習指導要領の内容に対応しており、身近な生活場面から段階的に学習できる構成となっているため、生徒の発達の段階に応じて活用することができる。

・音楽「DVD でひける！はじめてのピアノえほん1 たのしいピアノおけいこ」

器楽の分野について扱うことは可能であるが、「ピアノ演奏」や「楽譜の読み方」に関する知識・技能の習得が中心であり、系統性、発展性が考慮されておらず、十分とは言えない。

・道徳「マンガでわかる よのなかのルール」

「思いやり、感謝」、「礼儀」などの扱いは可能であるが、生徒が理解するには平易とは言えない表現や、学校教育の場に馴染まない言葉遣いが一部に含まれており、教科用図書として使用することが難しい。

【教科用図書閲覧（約5分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧していただいたが、ご質問・ご意見があるか。（特になし）

教育長

それでは、ご異議がないようであるため、お諮りする。
採択協議会の結果のとおり、理科「角川の集める図鑑 GET！ひらめく理科」の1点を採択することとしてよろしいか。（全員了承）
全員賛成であるため、決定する。

教育長

次に、「特別支援学級用教科用図書（検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書）の採択について」説明願う。

教育センター所長

【説明要旨】

○ 別紙6及び別紙7に示されている図書は、本市において、当該学年の検定本に加えて、特別支援学級用教科用図書として使用可能となっている図書である。

○ ついては、別紙6及び別紙7に示されている特別支援学級用教科用図書について、引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。

教育長

それでは、教科用図書の閲覧をお願いする。

【教科用図書閲覧（約２分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧いただいたが、ご質問・ご意見があるか。
（特になし）

教育長

それでは、別紙６及び別紙７に示されている教科用図書を採択してよろしいか。（全員了承）
それでは、決定する。

教育長

以上で議案第２３号「令和９年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の議事は終了となるが、委員の皆様から何かご意見などあるか。
（特になし）

教育長

ないようであるため、事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

本日開催される上三川町教育委員会において、本市と同一の教科用図書を採択したことをもって、本採択地区の正式な採択となることをご了承いただきたい。結果については、後程、委員の皆様には事務局からご報告する。

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。

教育長

以上で、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午前９時４８分

署名委員

署名委員
